

東京駐車協会／令和4年度事業計画

自 令和 4年4月 1日

至 令和 5年3月31日

駐車場の量的充足がほぼ達成しつつあるなか、まちづくりと連携した駐車場の配置など都市政策や交通政策を踏まえた駐車場のあり方が求められている。情報通信技術の進展は、キャッシュレスをはじめとした駐車場のレス化やスマートフォンを活用した新たなビジネススタイルをもたらし、駐車場事業自体のあり方を変えつつある。

自動車業界は百年に一度の大変革期を迎えつつあるといわれ、CASE、すなわちコネクティッド、自動運転、シェアサービス、EVの話題が日々報じられ、また、移動サービスとしてのMaaSの中に自動車を含むモビリティ全体が組み込まれていく勢いにある。

駐車場が交通の結節点としてどのような進化を求められるか予測することは難しいものの、駐車場のあり方は変容することになるだろう。この時代の潮流の中で業界が生き残り、更なる成長を目指すためには、国や東京都等の政策、駐車場に関連する新たな動きを常に注視し即応せねばならず、そのために協会としては、価値ある情報を広く収集し、会員及び駐車場関係者にタイムリーに発信していく必要がある。

また、協会に新たな風を吹き込み、会員相互の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を活発に行うことが、業界の発展・成長に寄与すると考える。

ウィズコロナ・アフターコロナに対応した協会活動のあり方の模索を含め、本年度は6つの活動基本方針を掲げ、協会活動を実施していく。

1. 活動基本方針

- (1) 会員間の情報交換・意見交換及び相互啓発の促進
- (2) 情報収集力・情報発信力の強化
- (3) 新規会員の入会促進
- (4) 協会独自事業（駐車場案内標識事業）の強化と全日本駐車協会独自事業（団体パーキング保険・全日駐車規格「汎用（共通）駐車サービス券」）に対する協力支援
- (5) 東京都他関係官庁との良好な関係継続及び各種施策への協力
- (6) ウィズコロナ・アフターコロナに対応した協会活動のあり方の模索と実行

2. 理事会活動

4月、5月、7月、11月に定例理事会を開催する。（年4回）

必要に応じて臨時理事会を開催する。

3. 委員会活動

- (1) 委員会は、総務委員会外、計6委員会をもって構成する。
- (2) 委員会は、理事会の補助機関として、別に定める令和4年度各委員会検討事項に基づいて、それぞれ所掌する事項について活動を行う。
- (3) その他、社会情勢の変化に伴う諸問題等に対応するため必要な場合には、理事会の承認を得て特別委員会を設置する。

4. 組織活動

- (1) 会員相互の全国的な交流・デジタル化等駐車場関連情報の収集・団体パーキング保険等当協会の加入の

メリットを訴求し、駐車場事業者等の入会を促進する。

- (2) 組織に新たな風を吹き込むべく、新たな技術やスタイルで駐車場ビジネスに取り組む会員等の協会活動への積極的な参加を促す。
- (3) 各種研修会や見学会等を通して、会員同士の交流を深め、情報交換・意見交換及び相互啓発を促進し、また、必要に応じて、コンサルタント・学識経験者の紹介や会員相互のマッチングを推進する。
- (4) 全日本駐車協会が行う団体パーキング保険の募集活動に協力し、更なる普及促進に努める。

5. 調査研究活動・技術活動

- (1) 会員駐車場調査については、昨年度実施した調査内容の大幅見直しの結果を踏まえて、必要に応じて修正を加え実施する。
- (2) 対外ネットワークを拡充し、駐車業界に関係する新技術・新ビジネスや直面する経営課題等に関する調査研究を行う。主な調査研究対象は次の通り。
 - ① 情報通信技術等の活用による駐車場の新しいビジネスモデルや様々なレス化等に関する事項
 - ② 最新駐車場機器、リニューアル事例、安全対策、バリアフリー対応、環境・景観関連等に関する事項
 - ③ CASE や MaaS など駐車業界に関係する動きとそれによって変化する駐車場や街路のあり方に関する事項
 - ④ 海外の駐車業界に関連する事項
- (3) 東京都他関係官庁の駐車場関連施策等、次のような内容について情報収集を行う。
 - ① 駐車場施策と関係するまちづくりや交通政策
 - ② 駐車場条例、駐車場整備計画、附置義務制度、荷捌き駐車対策、自動二輪車対策、観光バス駐車対策
 - ③ バリアフリー対策、駐車場内での事故及び犯罪の防止
 - ④ 飲酒運転の根絶

6. 教育研修活動

当協会が主催する春季駐車場研修会について、会員のニーズを踏まえたタイムリーな企画にするなど内容の充実に努める。また、全日本駐車協会主催の研修会等を積極的にサポートする。

7. 広報活動

- (1) 駐車業界に関係する各種情報、東京都他関係官庁の施策等に関する情報、協会活動・会員に関する情報等を、幅広くかつタイムリーに会員に発信する。
- (2) 機関誌「PARKING」の当協会広報ページ「PARKING IN TOKYO」と協会ホームページそれぞれの特徴を活かした有効な情報発信に努める。
- (3) 会員メールアドレスの登録数を増やし、機関誌、ホームページとともに、情報提供や連絡手段として積極的に活用する。

8. 駐車場案内標識設置活動

- (1) 駐車場設置者・運営者等に対して、駐車場案内標識事業及び公益財団法人東京都道路整備保全公社の助成金制度を周知し、標識の新規設置を促す。
- (2) 設置者による日常点検の実施を促進し、設置後一定の年数を経た標識、損傷が見られる標識の建替等を促す。

9. 関係官庁の推進する施策への協力

東京都他関係官庁と良好な関係を継続し、施策への協力に加え、各種委員会等に参加し、意見具申を行う。

10. 全日本駐車協会の事業活動に対する協力

上部団体である全日本駐車協会が行う事業活動を、中核協会として積極的に支援し、また、各地協会との連携を強化する。

以上